○寒河江市情報公開条例

平成元年３月27日条例第５号

改正

平成12年３月28日条例第21号
平成17年６月20日条例第20号
平成22年６月23日条例第21号
平成28年３月18日条例第１号
平成31年３月18日条例第２号
令和５年３月24日条例第２号
令和５年３月24日条例第４号
令和６年３月25日条例第４号

寒河江市情報公開条例

（目的）

第１条　この条例は、市政に関する情報を知る権利を尊重し、市政に関する情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより､市政をより一層開かれたものとし､市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で民主的かつ効率的な市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。

（２）　情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が完了し、実施機関が管理しているものをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、情報の公開を請求する権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例により情報の公開を受けようとするものは、この条例の目的に即して情報の公開を請求するとともに、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

（情報の公開請求権）

第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求（以下「公開請求」という。）することができる。

２　何人も、公開請求をする権利を濫用してはならない。

（公開することができる情報）

第６条　実施機関は、公開請求があったときは、当該請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求する者に対し、当該情報を公開しなければならない。

（１）　個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）若しくは特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報

イ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ　法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

オ　当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条第１号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がそ

の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

（２） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

（３） 市政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下この項及び第15条において同じ。）の機関又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討調査等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、当該意思決定に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるもの

イ 市、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、当該国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の承諾なく公開することにより、当該国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの

ウ 市、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う検査、監査及び取締りの計画、争訟の処理方針、交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、人事等の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の公正又は円滑な執行に著しい支障を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるもの

エ 公開することにより、社会的障害を生ずるおそれがある情報であって、実施機関が、寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年市条例第19号）に定めるところにより設置する寒河江市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴き、公開しないことが適当であると認めたもの

（４） 実施機関の要請を受けて、情報の公開をしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（５） 情報の公開をすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

（６） 法令の規定に基づき、公開することができないとされている情報

２ 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により、公開を拒む理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

（部分公開）

第７条 実施機関は、請求に係る情報に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、公開請求の趣旨が失われない程度に合理的に区分できる場合には、公開請求者に対し、非公開情報が記録されている部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第８条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときは、前２条の規定にかかわらず、公開請求する者に対し、当該情報を公開することができる。

（行政情報の存否に関する情報）

第９条 実施機関は、公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、

非公開情報を公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

（公開の請求手続）

第10条　情報の公開を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたときは、当該実施機関の定める方法により請求することができるものとする。

（１）　請求しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　公開を請求しようとする情報を特定するために必要な事項

（３）　その他実施機関の定める事項

２　実施機関は、公開請求書に不備があると認めるときは、前項の規定により公開請求書を実施機関に提出した者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公開の請求に係る決定等）

第11条　実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する諾否の決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、公開請求者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、前条第１項ただし書による請求の場合は、当該実施機関の定める方法により通知できるものとする。

３　前項の場合において、当該請求に係る情報の公開を非公開（情報の一部を非公開とする場合を含む。）とする決定をしたときは、公開請求者に対し、その理由を書面により通知しなければならない。

４　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第１項の期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず当該請求があった日の翌日から起算して30日を限度として決定をする期間を延長することができる。この場合において、実施機関は公開請求者に対して、期間を延長する理由及び同項の決定ができる時期を通知しなければならない。

５　第９条の規定により、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないとき又は公開請求に係る情報が存在しないときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、公開請求者に対し、その理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条　実施機関は、公開請求に係る情報が著しく大量であって、前条に規定する期間内に公開決定等を行うことにより、事務遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合等やむを得ない事情があるときは、前条の規定にかかわらず相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、前条第１項及び第４項の期間内に決定することができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第13条　実施機関は、第11条第１項の規定により請求に係る情報を公開することと決定したときは、公開請求者に対して、速やかに当該情報を公開しなければならない。

２　前項の規定による公開の方法は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

３　実施機関は、請求に係る情報の閲覧等をさせることにより当該情報が汚損され、若しくは破損されるおそれがあるとき又は第７条の規定による部分公開をする場合その他相当の理由があるときは、当該情報を複製した物の閲覧等をさせることができる。

（事案の移送）

第14条　実施機関は、請求に係る情報が他の実施機関により作成若しくは収集されたものであるとき、又は他の実施機関において第11条の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に事案を移送することができる。この場合において、移送をし

た実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第１項の決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に関して必要な協力をしなければならない。
（第三者に係る意見書提出の機会の付与等）
第15条　この条例による公開請求に係る情報に国等、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開の請求があった旨を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
２　前項に規定する第三者の情報が、第６条第１項第１号エ若しくは同項第２号アに規定する情報であるとき又は第８条の規定により公開しようとするときは､実施機関は公開決定をするに当たって、あらかじめ、当該第三者に公開決定に関して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
３　実施機関は、意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出された情報を公開しようとするときは、公開の請求を認める決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。この場合において、第13条第１項の規定にかかわらず、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも30日間の期間を置かなければならない。
（救済手続）
第16条　この条例による情報の公開の請求に対する処分又は不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。
２　前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第９条第１項の規定は、適用しない。
３　実施機関は、第１項の審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく第18条に定めるところにより設置する寒河江市情報公開･個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
（１）　審査請求が不適法であり、却下する場合
（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る請求の全部を認めることとする場合（当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
４　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第29条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
５　第３項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
（１）　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
（２）　公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（３）　当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）
第17条　第15条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
（１）　公開の請求を認める決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
（２）　審査請求に係る公開の請求に対する決定（審査請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）
（情報公開・個人情報保護審査会）
第18条　第16条第３項並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第１項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第３項において読み替えて準用する同条第１項及び寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年市条例第２号）第46条第１項の規定による諮問に応じて審査するため、寒河江市情報公開・個人情報保護審

査会（以下「審査会」という。）を置く。
２　審査会は、委員５人以内をもって組織し、知識経験を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。
３　審査会の委員の任期は４年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
５　審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、実施機関その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。
６　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（情報の提供）
第19条　実施機関は、この条例による情報の公開を行うほか、市政への理解に資するため、必要な情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
（他の制度等との調整）
第20条　この条例は、他の法令の規定により、情報の閲覧等又は謄本若しくは抄本の交付の手続が定められている場合については、適用しない。
（手数料）
第21条　この条例による情報の閲覧等に係る手数料は、寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）に定めのある場合を除き、無料とする。
２　実施機関が情報の公開をするため、第11条第２項に規定する書面により公開をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、公開請求者が公開に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の期間を置いた公開をする日時及び場所を指定し、当該公開に応ずるよう催告をしても、公開請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公開をしたものとみなす。この場合において、公開請求者が情報の公開を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、実施機関は、寒河江市手数料条例に定める手数料を徴収することができる。
（委任）
第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日等）
この条例は、平成元年６月１日から施行し、次に掲げる情報について適用する。
（１）　平成元年４月１日以後に作成し、又は取得した情報であって事案決定手続又はこれに準ずる手続が完了したもの
（２）　平成元年３月31日以前に作成し、又は取得した情報であって事案決定手続又はこれに準ずる手続が完了したもののうち整理を終了したもの

附　則（平成12年３月28日条例第21号抄）

（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成17年６月20日条例第20号）

（施行期日）
１　この条例は、平成17年９月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の際、現に改正前の寒河江市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第４項に基づき委嘱されている寒河江市情報公開審査会の委員は、改正後の寒河江市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第２項に基づき委嘱された委員とみなし、当該委員の任期は、改正後の条例第11条第３項の規定にかかわらず、改正前の条例第11条第５項の規定により委嘱を受けた期間とする。
（寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正）
３　寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第５号）の一部を次のように改正する。
別表第２中

「

情報公開審査会委員	日額	5,650円

」

を

「

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	5,650円

」

に改める。

附　則（平成22年６月23日条例第21号）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の寒河江市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた情報の公開請求について適用し、施行の日前になされた情報の公開請求については、なお従前の例による。

（寒河江市個人情報保護条例の一部改正）

３　寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項中「第11条第１項」を「第18条第１項」に改める。

（寒河江市手数料条例の一部改正）

４　寒河江市手数料条例（平成12年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

４	情報公開・個人情報保護	情報公開に関する写しの交付	１枚につき	10円
		個人情報の写しの交付	１枚につき	10円
５	税	所得に関する証明	１枚につき	400円
		納税に関する証明	１枚につき	400円
		資産に関する証明	１枚につき	400円
		土地、建物に関する証明	１枚につき	400円
		１枚増すごとに加える金額 ただし、土地、建物合わせて５筆（棟）までを１枚とする。	１枚につき	50円
		固定資産課税台帳の閲覧､写しの交付(地方税法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあつては、手数料を徴しない。）又は登録事項の証明（名寄） ただし、写しの交付又は登録事項の証明（名寄）は１件１枚とする。	１件につき	400円
		１枚増すごとに加える金額	１枚につき	50円
		地籍図及び字限図の閲覧又は写しの交付	１件につき	400円
		優良宅地造成認定	１件につき	84,000円
		優良住宅新築認定 新築住宅の床面積の合計		
		100平方メートル以下	１件につき	6,100円
		100平方メートルを超え	１件につき	8,400円
		500平方メートル以下		
		500平方メートルを超え	１件につき	12,000円

		2,000平方メートル以下 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1件につき	34,000円
		10,000平方メートルを超えるとき。	1件につき	42,000円
		住宅用家屋証明	1件につき	1,300円
6	臨時運行許可	臨時運行許可	1両につき	750円
7	鳥獣保護	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円
8	狂犬病予防	犬の登録	1頭につき	3,000円
		狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき	550円
		犬の鑑札の再交付	1頭につき	1,600円
		狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき	340円
9	農地	農地に関する証明	1件につき	400円
		現況確認による土地現況証明	1件につき	700円
10	消防防災	煙火の消費の許可	1件につき	7,500円
11	公衆衛生	動物の飼養又は収容の許可	1件につき	8,000円
12	認可地縁団体	認可地縁団体登録証明	1件につき	400円
		認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1枚につき	400円
13	その他	外国人登録に関する証明	1件につき	400円
		身分に関する証明	1件につき	400円
		その他の証明	1件につき	400円

」

を

「

4	情報公開	日本工業規格Ａ列３番までの用紙にモノクロ単色刷りで複写したものの交付	1枚につき	10円
		日本工業規格Ａ列３番までの用紙に多色刷りで複写したものの交付	1枚につき	50円
		録音カセットテープに記録されている情報を録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき	150円
		ビデオカセットテープに記録されている情報をビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき	190円
		電磁的記録媒体に記録されている情報をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格Ｘ6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき	70円
		電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき	80円
		電磁的記録媒体に記録されている情報	光ディスク1	160円

		を光ディスク（日本工業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	枚につき	
		上記以外のもの		当該写しの作成に要する費用に相当する額
5	個人情報保護	日本工業規格Ａ列３番までの用紙にモノクロ単色刷りで複写したものの交付	１枚につき	10円
		日本工業規格Ａ列３番までの用紙に多色刷りで複写したものの交付	１枚につき	50円
6	税	所得に関する証明	１枚につき	400円
		納税に関する証明	１枚につき	400円
		資産に関する証明	１枚につき	400円
		土地、建物に関する証明	１枚につき	400円
		１枚増すごとに加える金額 ただし、土地、建物合わせて５筆（棟）までを１枚とする。	１枚につき	50円
		固定資産課税台帳の閲覧、写しの交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間における納税義務者の閲覧若しくは写しの交付にあつては、手数料を徴しない。）又は登録事項の証明（名寄） ただし、写しの交付又は登録事項の証明（名寄）は１件１枚とする。	１件につき	400円
		１枚増すごとに加える金額	１枚につき	50円
		地籍図及び字限図の閲覧又は写しの交付	１件につき	400円
		優良宅地造成認定	１件につき	84,000円
		優良住宅新築認定 新築住宅の床面積の合計		
		100平方メートル以下	１件につき	6,100円
		100平方メートルを超え 500平方メートル以下	１件につき	8,400円
		500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	１件につき	12,000円
		2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	１件につき	34,000円
		10,000平方メートルを超えるとき	１件につき	42,000円
		住宅用家屋証明	１件につき	1,300円
7	臨時運行許可	臨時運行許可	１両につき	750円
8	鳥獣保護	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	１件につき	3,400円
9	狂犬病予防	犬の登録	１頭につき	3,000円

		狂犬病予防注射済票の交付	１頭につき	550円
		犬の鑑札の再交付	１頭につき	1,600円
		狂犬病予防注射済票の再交付	１頭につき	340円
10	農地	農地に関する証明	１件につき	400円
		現況確認による土地現況証明	１件につき	700円
11	消防防災	煙火の消費の許可	１件につき	7,500円
12	公衆衛生	動物の飼養又は収容の許可	１件につき	8,000円
13	認可地縁団体	認可地縁団体登録証明	１件につき	400円
		認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	１枚につき	400円
14	その他	外国人登録に関する証明	１件につき	400円
		身分に関する証明	１件につき	400円
		その他の証明	１件につき	400円

」

に改める。

（寒河江市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

５　改正後の寒河江市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた情報の公開請求に係る手数料について適用し、施行の日前になされた情報の公開請求に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月18日条例第１号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月18日条例第２号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月24日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月24日条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月25日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。